

平成22年10月8日

郵政改革関連法案の閣議決定について

社団法人 第二地方銀行協会  
会長 小島 信夫

本日、郵政改革関連法案が閣議決定されました。

私どもは、先の通常国会に提出された郵政改革関連法案について、官製の巨大な郵便貯金銀行が存続することを認め、かつ、公平な競争条件が確保されない中で、規模・業務範囲の拡大を助長する内容となっており、極めて遺憾である旨を表明いたしました。

しかしながら、今回の法案は、こうした私どもの意見が全く反映されておらず、前回とほぼ同一の内容となっており、誠に残念であります。

特に、法案では、新規業務について、一定期間の届出を義務付けるのみで、基本的には、郵便貯金銀行の経営判断で参入を認める内容となっておりますが、政府の信用を背景とする郵便貯金銀行において、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は、断じて認められるべきではありません。郵便貯金銀行は、むしろ業務を絞り込み、民業補完に徹すべきであります。

また、預入限度額についても、引き上げる方針とされておりますが、郵便貯金銀行の規模の拡大につながることは明白であり、強く反対いたします。むしろ預入限度額の引き下げが必要であります。

このような法案が成立し、政府の信用を背景とする郵便貯金銀行の民間が担うべき分野への参入が可能となり、預入限度額の引き上げにより、地域金融機関から預金シフトが起これば、厳しい経済環境におかれている各地の中小企業等の金融円滑化に重大な影響が及ぶことが懸念されます。

今後の国会審議においては、私どもの意見や金融のユニバーサルサービスのあり方等を踏まえた深度ある議論が行われるよう、強く要望いたします。

以 上